
規 則

高知県宅地建物取引業者名簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 月 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

高知県宅地建物取引業者名簿閲覧規則の一部を改正する規則

高知県宅地建物取引業者名簿閲覧規則（昭和40年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の2第2項」を「第5条第2項」に改める。

第2条の見出しを「（閲覧所）」に改め、同条中「名簿等の閲覧場所」を「閲覧所」に改める。

第4条中「以下」を「第6条において」に、「職員」を「知事」に改める。

第6条中「持ちだして」を「持ち出して」に改める。

第7条中「職員」を「知事」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規 則

◎ 高知県宅地建物取引業者名簿閲覧規則の一部を改正する規則